

裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が平成30年7月30日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

処分庁が、平成30年7月30日付けで行った保護申請却下決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成28年2月2日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 請求人は、平成30年6月18日付けで、平成29年6月分の賃貸契約更新にかかる保証料の支給についての申請書（以下「本件申請」という。）を提出した。
- 3 処分庁は、平成30年7月30日付けで、本件申請を却下する決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 4 請求人は、平成30年7月30日、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

平成29年5月24日に保証料の支給申請の来所。目が不自由だった為、領収書のコピーをケースワーカーにしてもらい、申請書を代筆してもらった。

後日、ケースワーカーから口頭でこの領収書ではわからないので、わかる書類をもってくると言われたので、平成29年7月末ごろに書類を再提出した。平成29年8月位に口頭でケースワーカーから却下された。

その後平成29年9月～平成30年3月まで保護申請却下通知書を出してと口頭で言ったが発行してもらえなかった。

平成30年4月になり、ケースワーカーが退職したので、上司が担当し、保護申請却下通知書を出してほしいと依頼したが、ほうちした。

平成30年6月提出した保証料の申請は通り支給されたので、こんかい却下されたのはおかしいと思う為。

(2) 審理員が令和元年9月30日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

3ヶ月こえてのせいきゅうはむこうとかいているが、さきに金をはらってすぐにもっていったが目がわるく、代ひつしてくださいとケースワーカーがほうちして、2かい目も出ないといってほうちした。

やっともめ、平成30年4月にさいそくした所、すぐ結果を出すと言ったが上記の日にかを出した。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和元年8月29日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 事実経過

(ア) 平成28年2月2日 処分庁において請求人の生活保護を開始した。

(イ) 平成29年5月24日 請求人より、賃貸契約の更新保証料について申請を行うとの相談あった。

すでに支払いを済ませていたため、自弁できたと判断し、支給できない旨、説明する。

(ウ) 平成30年6月4日 請求人より、過去に賃貸契約の更新保証料を支給してもらえなかったとの申し出があった。

(エ) 平成30年6月18日 請求人から平成29年に支給されなかった賃貸契約の更新保証料の申請があった。

(オ) 平成30年7月30日 本件決定を行った。

イ 本件決定の正当性

扶助費の遡及支給の限度については、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-2において、「最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろう。（中略）3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」とされており、これに基づき本件決定を行ったものである。

以上のとおり、本件決定には、違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成29年5月24日付けのケース記録票には、「請求人来所。賃貸契約の更新料の申請で来所したが、すでに支払いを済ませていたため、自弁できたと判断。支給する事はできないと伝えた。請求人、了承。」との記載がある。

イ 平成30年6月18日付けの保護開始（変更）申請書の保護を申請する理由を記載する欄には、「保障料の支給願います。H29.6月にしんせいしているはず。」との記載がある。

ウ 平成30年6月29日付けのケース記録票には、「請求人が平成30年6月18日に行った平成29年6月分保証料支給申請については、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知（以下「局長通知」という。））第10-2-（8）により、最低生活費を変更すべき事由が事後において明らかになった場合は、確認月からその前々月までの分に限り支給する事となっていることから、申請を却下し、別紙のとおり保護申請却下通知書を交付する。」との記載がある。

エ 平成30年7月30日付けの本件決定通知書には、却下の理由として「請求人が行った賃貸契約更新にかかる保証料の支給申請については、局長通知第10-2-（8）により、最低生活費を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、確認月からその前々月までの分に限り支給することとなっていることから、申請を却下します。」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第14条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、左に掲げる事項として、「1 住居」、「2 補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定めている。
- (2) 局長通知第7-4-(1)-クは、「被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、オに定める特別基準額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。」と定めている。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)の第7の間88「契約更新料等として、更新手数料、火災保険料、保証料認定してよいか。」の答は、「必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差支えない。」と定めている。
- (4) 問答集の間1-3の2の答1は、「世帯員の転入等の事実が明らかとなったため、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じたとき。」の扶助費追加支給の限度について、「本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度(発見月からその前々月分まで)と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」と記している。

2 本件決定について

(1) 平成29年6月分貸貸契約更新にかかる保証料について

提出された資料によると、請求人は、平成29年8月1日から平成30年7月31日までの貸貸契約にかかる更新保証料として、平成29年5月24日、不動産会社が発行した払込票により支払っており、同日、請求人が当該更新保証料の申請に関し処分庁を訪れていることが認められる。

また、請求人が不動産管理会社に対し、別途領収書の発行を依頼し、同年7月19日付け不動産管理会社の社印が押印された領収書が発行されていることが認められるが、ケースワーカーの指示に従い書類を再提出したとする請求人の主張に沿うものと考えられる。

(2) 申請の時期について

処分庁は、本件申請を受理した平成30年6月18日を発見月とし、平成29年5月24日が事実の発生日であることから、前記1(4)に照らし、遡及支給はできないものと判断し本件決定を行ったものと認められる。

この点、請求人は、本件申請は過去に行った申請に対する決定通知がないため、催促の意味で行ったものであると主張している。

確かに、本件申請書には、「H. 29. 6月にしんせいしているはず」との記載があり、平成29年5月24日に相談があったことを処分庁も認めているところである。

以上の点を踏まえ、本件決定が本件申請に依拠しているところ、請求人の主張を否認するに足る処分庁からの弁明はなく、本件決定に至る過程において処分庁が具体的な調査・検討を行った形跡を見出すことはできない。

(3) まとめ

以上のとおり、本件決定に至る過程には瑕疵があると言わざるを得ず、取消しを免れない。

(4) 上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件決定に違法又は不当な点は認められない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年1月22日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となり

ます。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

